

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度勝浦町の当初予算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	38,257 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	606,838 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	29,471	5,660	501	23,310	1,470
	障害福祉費	154,165	107,798	500	45,867	2,892
	老人福祉費	173,421	2,791	7,290	163,340	10,297
	児童福祉費	311,098	190,138	31,023	89,937	5,670
社会保険	国民健康保険事業	42,073	24,318		17,755	1,119
	後期高齢者医療事業	136,610	24,859	3	111,748	7,045
	介護保険事業	116,848	1,506		115,342	7,272
保健衛生	保健衛生費	3,009			3,009	190
	健康増進事業費	30,195	676	603	28,916	1,823
	母子衛生費	7,614			7,614	480
合計	1,004,504	357,746	39,920	606,838	38,257	

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。